公益社団法人四街道市シルバー人材センター

諸謝金等の支給に関する規程

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

諸謝金等の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人四街道市シルバー人材センター(以下、「センター」という。)の 諸謝金等の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 委員とは、事業推進委員会、普及啓発委員会、安全・適正就業委員会、女性会員活動推進 委員会、地域班設置規程第6条第1項第4号に定める会議及び会長が必要と認めた委員会等の 委員等をいう。
 - (2) 会議とは、会長の招集する委員会等の他、会長の認める公益社団法人全国シルバー人材 センター事業協会又は公益社団法人千葉県シルバー人材センター連合会等が主催する会議 又は研修会等をいう。
 - (3) 講習会等とは、センターの主催する講習会等をいう。
 - (4) 諸謝金とは、センターの活動に対してセンターから謝礼として支払われる金銭をいい、費用 とは明確に区分されるものとする。
 - (5) 費用とは、会議の出席にあたり要した交通費、旅費、手数料等の経費をいう。

(諸謝金の支給)

- 第3条 委員が会議に出席したときは、諸謝金として別表1のとおり支給する。
- 2 講習会等の講師として従事した者への諸謝金は、別表2のとおり支給する。
- 3 前2項は、別に定めのあるときは当該規程によるものとし、重複して支給しない。

(費用)

第4条 前条のいずれかに該当する場合の費用については、その実費を弁償する。ただし、交通費及び 旅費は、センター旅費規程に定める金額とする。

(諸謝金の支給日)

- 第5条 第3条第1項の諸謝金は、毎月15日に支給するものとする。ただし、支給日が土曜日・日曜日及び祝日にあたるときは、土曜日・日曜日及び祝日を除いたその翌日とする。
- 2 第3条第2項の諸謝金は、従事した都度速やかに支給する。

(諸謝金の支給方法)

- 第6条 諸謝金等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。ただし、前条 第2項の諸謝金は、現金で支給することができる。
- 2 諸謝金等は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(費用の支給日)

第7条 センターは、第4条の定めにより負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て行う。

(委任)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年度定時総会において、公益社団法人四街道市シルバー人材センター理事及び監事の報酬等及び費用に関する規程の改定が議決され、施行される時より施行する。
- 2 この規程(第3条第2項、別表2)は、令和2年4月1日より施行する。

別表1

諸謝金の額									
1会議につき 2,000円									

別表2

	諸謝金の額							
会員講師	1日につき 5,000円 (半日は、3,000円) 予算の定める範囲内において支給する							
外部講師	予算の定める範囲内において、会長が定める							

(第5条第2項) 【 業務 → 経理 】

令和 年度 講習会講師謝金支払依頼書

以下のとおり講習会等を開催したので、公益社団法人四街道市シルバー人材センター諸謝金等の支給に 関する規程第5条第2項の定めにより、諸謝金の支給を依頼します。

	講習会 **					※ 公益社団法人四街道市シルバー人材センター諸謝金等の支給 に関する規程第2条第1項第3号の定めによるもの						
	令和		年		月		В	В		時		
開催日時						\sim						
	令和		年		月		В				分	
予算額			日間							円税込		
会員講師	会員番	号	会員氏名			謝金の額						
											円 ^{税込}	
											円税込	
											円税込	
											円税込	
											円税込	
											円税込	
											円税込	
											円税込	
	講師氏名					謝金の額						
外部講師											円税込	
	支払先				銀	!行					支店	
	又拟九	普)	通 •	当座	8	8	8	8	8	8	8	
提出									担	当		
令和	年		月		В	B						
受領							事		担	当	担当	
令和	年		月	В								